

## 資料 2

# 総務省統計局 説明資料

# 総売上高の把握について

## ①事業所母集団データベースとの関係

- a 事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどのようになっているか。特に、今回、基礎調査で新たに把握する総売上高に係るデータはすでに整備されているのか。
- b 経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）や試験調査において、総売上高が調査されているが、その把握状況（特にサービス業）はどのようになっているか。
- また、当該データの事業所母集団データベースへの登録はどのようになっているか。仮に、事業所母集団データベースへの登録が行われていない場合、いつごろをめどに登録を行うのか。

### 【回答】

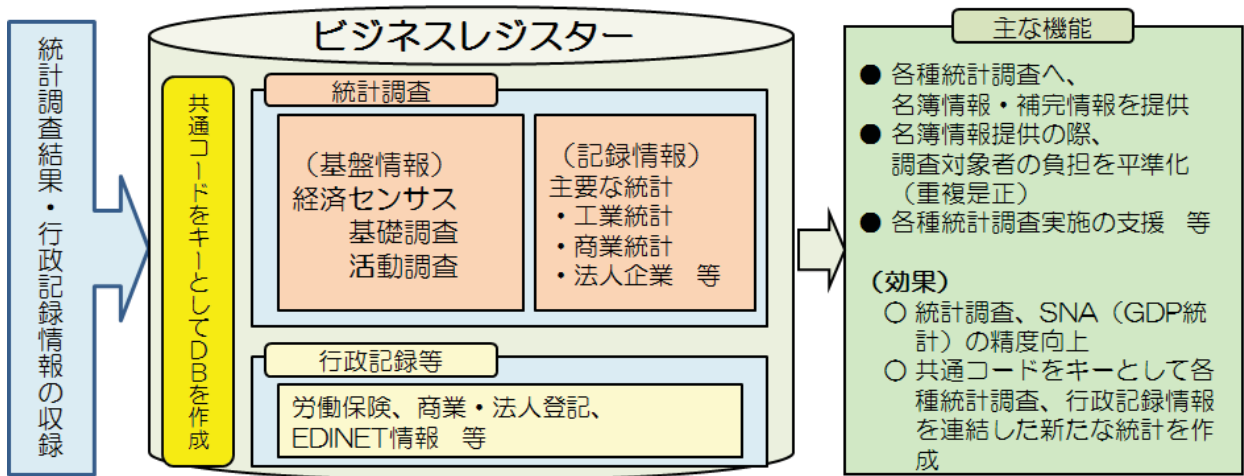
- 1 事業所母集団データベースの整備状況については、平成25年1月にシステムの開発を完了し、運用を開始。順次、平成24年経済センサス-活動調査の結果（速報）と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報）について、照合した上で統合し、蓄積中。
- 2 平成24年経済センサス-活動調査の結果も含めて、総売上高に係るデータについては、現時点では、整備されていない。
- 3 平成24年経済センサス-活動調査については、現在、8月の確報集計結果の公表に向けての作業を最優先に行っているところ。総売上高を始めとした各調査事項に係る精度検証については、確報集計結果の公表の後に逐次行うことから、現時点において回答することができない。
- 4 また、平成21年経済センサス-基礎調査に関する試験調査及び平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査における把握状況は下表のとおりである。

	平成21年経済センサス- 基礎調査に関する試験調 査 (総売上高なし)	平成26年経済センサス-基礎調査 に関する試験調査	
		基礎調査票	
		総売上高あり	総売上高なし
回収率	81.7%	81.8%	87.2%
記入率（総売上高）	—	88.2%	—

※ 記入率(総売上高)は、総売上高が記入できない場合もある支所事業所を除いて算出したもの。

- 5 平成24年経済センサス-活動調査の総売上高に係るデータの事業所母集団データベースへの登録は、確報公表終了後（26年2月予定）に行う予定。

【参考】



①

c 今回の基礎調査の結果の事業所母集団データベースへの登録はいつごろを予定しているのか。当該データの登録時点で母集団名簿の情報として利用することは適切か。

**【回答】**

- 1 平成 26 年経済センサス-基礎調査の結果については、速報集計公表(平成 27 年 6 月)後、総売上高も含めて事業所母集団データベースに記録し、最新の母集団情報(26 年次フレーム(速報版))として速やかに提供する予定としている。
  
- 2 また、確報集計公表(平成 27 年 11 月)以降、関連項目の更新を行い、適時最新の母集団名簿として提供する予定であり、提供時期として適切なものと考えている。

①

d 事業所母集団データベースにおいて、総売上高をデータベースに反映させる統計調査にはどのようなものがあるか。該当する統計調査については、工業統計調査、特定サービス産業実態調査と同様に、データ移送の措置をとるのか。

【回答】

1 「事業所母集団データベースの整備方針について」（平成23年3月25日総務大臣決定）に基づき事業所母集団データベースに記録する統計調査は、経済センサス-基礎調査、活動調査を除くと19の統計調査であり、このうち事業所母集団データベースに総売上高を反映させる統計調査は、総売上高の調査項目のある15の統計調査（※）である。

※15の統計調査

調査名	調査種別	調査対象	客体数※ <sup>1</sup>
サービス産業動向調査	一般統計	事業所※ <sup>2</sup>	4万件
個人企業経済調査	基幹統計	事業所	4千件
学校基本調査（うち収入額調査対象）	基幹統計	事業所	6万件（約3百件）
農林業センサス（法人組織経営体）	基幹統計	事業所	3万件
商業統計調査	基幹統計	事業所	172万件
工業統計調査	基幹統計	事業所	25万件
エネルギー消費統計調査	一般統計	事業所	18万件
科学技術研究調査	基幹統計	企業	2万件
法人企業統計調査	基幹統計	企業	4万件
経済産業省企業活動基本調査	基幹統計	企業	4万件
中小企業実態基本調査	一般統計	企業	11万件
建設工事施工統計調査	基幹統計	企業	11万件
特定サービス産業実態調査	基幹統計	事業所・企業	5万件
特定サービス産業動態統計調査	一般統計	事業所・企業	4千件
商業動態統計調査	基幹統計	事業所・企業	2万件

※1：客体数は「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」による（ただし、商業統計調査については、今回諮問した変更申請による数）

※2：サービス産業動向調査の調査対象「事業所」は平成24年調査まで

2 データ移送の措置をとる統計調査については、以下の全ての条件に当てはまる必要があると考えている。

- ① 経済センサス-基礎調査のための名簿作成時点までに、調査対象の名簿の入手が可能であること
- ② 報告義務がある基幹統計調査で回収率が高いこと
- ③ 事業所を対象とした統計調査であること
- ④ 売上高を把握する期間（＝経理対象期間）について経済センサス-基礎調査との整合性がとれていること

3 これに基づき、データ移送の措置をとる統計調査は工業統計調査及び特定サービス産業実態調査とする。

①

e 総務省は、統計法第 27 条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として、事業所・企業への照会を行っているが、整備事業の実績、把握の内容はどのようなものか。

【回答】

- 1 総務省では、母集団情報の維持・更新の精度向上のため、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に沿って、行政記録情報（労働保険情報及び商業・法人登記簿情報）に基づく事業所・企業への照会業務を行っており、照会により得られた内容に基づき事業所母集団データベースへの登録を行っている。
- 2 労働保険情報に基づく照会業務については、平成23年度において試験照会を実施し、平成24年度から本格実施を開始し、労働保険情報により把握された新設事業所に対し、主な事業の内容、従業員数、事業所の総売上高、資本金額等について、郵送により照会を平成24年5月から毎月定期的に行っている。  
さらに、労働保険情報を基に廃業したと思われる事業所に対し、事業の実施状況等について、電話等による確認を実施している。
- 3 加えて、商業・法人登記簿に基づく照会は、労働保険情報に基づく照会対象との重複を排除し、年1回の照会として実施している。
- 4 照会対象事業所数（年ベース）は、次のとおりである。  
新設照会：労働保険情報約14万事業所<sup>※1</sup>、商業・法人登記簿情報約10万事業所<sup>※2</sup>  
廃業確認：労働保険情報約5万事業所、商業・法人登記簿情報約3万事業所

※1：労働保険情報の新設約65万事業所のうち、照会対象外となる建設現場、国・地方公共団体の事業所等を除外した数

※2：商業・法人登記簿情報の新設約15万事業所のうち、設立年月日が照会対象外のもの、労働保険情報に基づく照会対象となるもの等を除外した数

①

f 事業所母集団データベースの整備事業で把握された情報は、どの程度の期間で事業所母集団データベースに反映されるのか。

**【回答】**

- 行政記録情報から把握された新設・廃業と思われる事業所を抽出後、各種照会を実施し、内容審査等を行い、約半年後にデータベースに反映される。

(1か月目に、事業所母集団データベース等との重複確認(機械照合及び目視による照合)、2～4か月目に、照会票の送付・回収、督促はがきの送付・回収、電話による督促・回収等を実施し、3～6か月目に、回収されたものから順次、独立行政法人統計センターにおいて、内容審査、産業分類符号格付け、データチェック等の実施後、データベースへの登録を行う。)

①

- g 事業所母集団データベースの整備事業と基礎調査との役割分担はどのようになっているか。
- h 事業所母集団データベースの整備事業を行うことに加え、基礎調査で重ねて実態を把握する必要性・緊急性は何か。

**【回答】**

1 経済センサス-基礎調査は、同一時点において、すべての産業分野における事業所及び企業を網羅的に調査し、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿（母集団情報）を得ることを目的に実施している。

事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に実施している。具体的には、行政記録情報を情報源とし、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握することにより、行っている。

2 平成28年経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。このため、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、あらためて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。

具体的に行政記録情報で不足がある主な情報は、以下のとおりである。

- ・法人企業の支所の改廃
- ・法人企業の廃業
- ・個人企業の「雇用者なし」事業所の新設・廃業



## ② 地方公共団体の負担増への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、実査を担当する地方公共団体への負担が増すことが想定されるが、どのように考えているか。

### 【回答】

- 1 今回の経済センサス-基礎調査において総売上高を把握することは、母集団情報の整備等に有用な情報のために必要となる調査項目を追加したものである。これは、他調査においてもその必要性に応じて、調査項目の追加がある場合と同様のものと考えている。
- 2 総売上高を把握することにより、実査を担当する地方公共団体において、調査対象事業所への説明や照会対応など、負担が増すことのないよう、調査対象となる事業所からの理解を得るべく、広報や協力依頼など調査環境の改善の推進を図ることとした。  
[具体的な取組]
  - ・工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査対象については、関係省庁の協力により両調査で把握した総売上高のデータを移送し、報告者負担を軽減
  - ・オンライン調査の実施による調査客体の利便性の向上及び情報保護意識への対応
  - ・調査項目として総売上高の必要性・重要性を記載したリーフレット等を活用した調査協力依頼の強化
  - ・即時かつ的確に双方向で情報発信を行うことのできるソーシャルメディア等を活用した広報の工夫
- 3 また、地方公共団体に影響を与える事務のひとつとして、総売上高を含む調査票データの審査事務が考えられるが、審査については、限られた期間で当該事務を行う必要があることを踏まえ、地方公共団体の審査時に使用することを予定している「調査票データ審査システム（仮称）」の活用を通じた審査内容の重点化・効率化を図ることとしている。

### ③ 他の基幹統計調査等との重複調整への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、同様に総売上高を把握し、かつ、同時期に実施される他の基幹統計調査との重複調整についての考え方はどのようになっているか。また、他府省との調整結果はどうなっているか。

#### 【回答】

- 1 今回の経済センサス-基礎調査において総売上高を把握するに当たっては、報告者負担軽減の観点から、既に各府省が実施する統計調査が把握されていることを踏まえ、各種統計調査のうち、関係省庁の協力により総売上高のデータ移送が可能なものについては、総売上高の調査は行わない（報告を受けた）ものとしたい。
  
- 2 データ移送を受けることができる条件としては、以下の全ての条件に当てはまる必要があると考えており、該当する統計調査については、データ移送の詳細を検討する。
  - ① 経済センサス-基礎調査のための名簿作成時点までに、調査対象の名簿の入手が可能であること
  - ② 報告義務がある基幹統計調査で回収率が高いこと
  - ③ 事業所を対象とした統計調査であること
  - ④ 総売上高を把握する期間（＝経理対象期間）について経済センサス-基礎調査との整合性がとれていること
  
- 3 上記の考え方については、総売上高を把握している統計調査を所管する各府省に対して説明や情報共有を図っており、これに基づくデータ移送の対象とする統計調査は、平成 25 年工業統計調査及び平成 26 年特定サービス産業実態調査を想定している。

③

b 今回は工業統計調査と特定サービス産業実態調査のデータの移送を予定しているが、その具体的方法はどういうものか。また、他の統計調査はどのように調整を図る予定があるか。

**【回答】**

- 1 データ移送の具体的方法は以下のとおりを想定している。
  - ① 調査実施前に、工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査対象の名簿と経済センサスの名簿を照合し、移送対象となる事業所を特定する。
  - ② 調査実施後に、それぞれの調査結果データより総売上高を移送する。
  
- 2 また、他の統計調査については、調査対象の名簿が経済センサス経済センサス-基礎調査の実施前に入手できないなど、前述（③ a）のデータ移送を行うための条件に当てはまらないことから、データ移送の対象調査としない。そのため、2つの調査の外には調整は行わない。

#### ④ 回収率、捕捉率に関する懸念への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、回収率低下の可能性はあるが、事業所母集団データベースの整備の観点からみて問題はないか。また、総売上高を基礎調査で把握することにより、次回の活動調査のための母集団情報への影響はないか。

##### 【回答】

- 1 平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査において、総売上高の有無による調査票の回収率は、全体としては総売上高なしの調査票のほうが高かったが、市区別にみると、総売上高ありの調査票のほうが回収率が高い市区もあり、総売上高以外の他の要因が回収率に影響を与えている場合もある。なお、平成21年経済センサス-基礎調査に関する試験調査（総売上高なし）と平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査（総売上高あり）の回収率は同等であった。
- 2 また、記入率についてみると、総売上高の記入率よりも記入率の低い調査事項もあり、この点からみても総売上高が調査事項として入ることにより、ただちに記入率が低下するものでないと考えられる。
- 3 経済センサスにおいては、調査員が担当地域をくまなく巡回し、地域内にある全ての事業所・企業を実地に確認して調査対象となる事業所を捕捉することから、経済センサス-基礎調査において総売上高を把握することに起因して事業所の捕捉率が低下することはないと考えられる。
- 4 このような点を踏まえ、
  - ① 地方公共団体において有効であったとされる手法を地方公共団体同士で共有すること等により事務体制の整備
  - ② オンライン調査の実施による調査客体の利便性の向上及び情報保護意識への対応（試験調査においてオンライン回答のあった96.8%は総売上高を記入）
  - ③ 調査項目として総売上高の必要性・重要性を記載したリーフレット等を活用した調査協力依頼の強化
  - ④ 即時かつ的確に双方向で情報発信を行うことのできるソーシャルメディア等を活用した広報を工夫
 等の手段を講じて、母集団情報への影響がないよう万全を尽くしてまいりたい。

##### 【参考】

調査項目		平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査	
		総売上高あり	総売上高なし
	回収率	81.8%	87.2%
総売上高	記入率	88.2%	—
資本金等の額	記入率	86.0%	

※1 総売上高の記入率は、総売上高が記入できない場合もある支所事業所を除いて算出したもの。

※2 資本金等の額の記入率は、総売上高の有無による集計を行っていない。

## ⑤ 総売上高を層化項目とする必要性

a 基礎調査で把握した総売上高を層化項目として、標本調査を行うメリットは何か。また、総売上高を層化項目とすることについて、現時点で何らかの具体的な要望があるか。

### 【回答】

1 総売上高を層化項目とするメリットについては、統計数理理論の面からは、層化抽出によって総売上高を推定する調査を考えると、従業者数に比例した標本配分で総売上高を推計するよりも、各層の総売上高のばらつき（標準偏差）に比例した標本配分（ネイマン配分）で推計する方が、全体の誤差（平均の標準偏差）が小さくなることが理論的に証明されている。このため、従業者数等のデータを基に層化するよりも、総売上高を用いて層化したほうが、結果精度が向上することとなる。

また、EuroStatが作成した「ビジネスレジスター勧告マニュアル」第5章によれば、統計単位に関する規模指標には、雇用数、取引額、純資産額（金融業）などがあり、雇用数による層化は適切でない場合があるとしている。このため、その他の規模指標（取引額、純資産額（金融業）など）の利用を可能とするのが望ましいとしている。

なお、この規模指標は毎年更新されるべきことも記述されている。

2 具体的な要望については、

- ① 個人企業経済調査（総務省）において、今後の見直しの中で「総売上高」による層化について検討することとしている。
- ② 企業短期経済観測調査（日本銀行）において、経済センサスの総売上高を利用した母集団情報の抽出についても検討している。

### 【参考】

総売上高を層化項目とした標本抽出の必要性について、その一般論として、以下のとおり統計委員会の答申においても指摘されている事例がある。

府統委第115号 平成23年9月22日

「諮問第38号の答申 建設工事統計調査の変更について」（抜粋）

#### 2. 理由等

##### (1) 建設工事施工統計調査の変更

##### ア 抽出方法の見直し

##### (ア) 標本抽出に使用する完成工事高データの変更

建設工事施工統計調査において、標本の抽出率は、完成工事高を基に算出している。この完成工事高のデータは、前回調査までは昭和53年度のものを使用していたが、今回調査からは直近の利用可能なデータに改めることとしている。（略）

#### 3. 今後の課題

##### (2) 標本設計の見直し

（略）この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

⑤

b 総売上高を層化項目とする対応を基礎調査で行う緊急性はあるか。

【回答】

- 1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に記載されているとおり、正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するために重要なものである。
- 2 経済構造統計の立ち上げ期における取組として、総売上高を用いた層化について、その有用性を検証する必要がある。
- 3 検証に当たっては、一時点における比較だけでなく、時系列的な動向についても検証する必要があると考えており、平成24年経済センサス-活動調査の結果データのみでは時系列的な視点からの検証ができない。
- 4 したがって、平成26年経済センサス-基礎調査においても総売上高に関するデータを整備する必要がある。

⑤

- c 現在、事業所母集団データベースで把握されている各種データを元に層化した場合と総売上高を元に層化した場合でどの程度の違いがあるのか。(定量的に確認されているのか。)
- d 総売上高を層化項目とする効果は何か。

**【回答】**

- 1 層化抽出によって総売上高を推定する調査を考えると、従業者数に比例した標本配分で総売上高を推計するよりも、各層の総売上高のばらつき（標準偏差）に比例した標本配分（ネイマン配分）で推計する方が、全体の誤差（平均の標準偏差）が小さくなることが理論的に証明されている。
- 2 このため、従業者数等のデータを基に層化するよりも、総売上高を用いて層化したほうが、結果精度が向上することとなる。

⑤

e 諸外国において、総売上高を層化項目として用いている事例はあるか。

【回答】

1 前述（⑤ a）にも記載してあるとおり、EuroStatが作成した「ビジネスレジスター 勧告マニュアル」第5章によれば、統計単位に関する規模指標には、雇用数、取引額、純資産額（金融業）などがあり、雇用数による層化は適切でない場合があるとしている。

このため、その他の規模指標（取引額、純資産額（金融業）など）の利用を可能とするのが望ましいとしている。

また、この規模指標は毎年更新されるべきことも記述されている。

2 カナダ統計局が作成した資料によれば、カナダの統一企業調査は約60の年次企業調査から構成されており、一時点におけるビジネスレジスターのスナップショット（年次フレーム）から標本を抽出している。

また、統一企業調査では、精度を向上させるために売上高による規模層化を行っている。



## 従業上の地位について

a 今回の改正の考え方如何。また、平成 24 年活動調査における当該項目の把握結果はどのようにになっているか。

### 【回答】

- 1 平成 21 年経済センサス-基礎調査においては、事業所の従業者数欄について「別経営の事業所から派遣されている人等」を把握した。
- 2 平成 21 年経済センサス-基礎調査では、本項目について、
  - ① 労働者派遣法でいう「派遣労働者」
  - ② 「在籍出向など出向元に籍がありながら、調査対象事業所で働いている人」を区分せず、合算して把握した。
- 3 しかしながら、産業連関幹事会において、経済センサスに対し、
  - ・ 「派遣」と「出向」は雇用形態及び費用支出の扱いが異なるなど取扱いに差異があること、また、派遣業の活動の把握の観点からも、それぞれ別個での把握をすべきである。との意見・要望が提出された。
- 4 その後、検討がなされ、平成 24 年経済センサス-活動調査において、「別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人（受入者）」の項目を細分化し、本項目中に
  - ・ 「出向」：在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
  - ・ 「派遣」：労働者派遣法でいう派遣労働者でこの事業所で働いている人の 2 区分を設け、各々把握した。
- 5 今般の経済センサス-基礎調査及び商業統計調査においては、この経緯を踏まえ、かつ、調査の継続性を勘案して、経済センサス-活動調査と同様に「出向」、「派遣」を 2 区分し、各々把握することとしたもの。
- 6 なお、平成 24 年経済センサス-活動調査における当該項目の速報結果は、以下のとおりである。
  - ・ 出向： 808,288 人 (43.6%)
  - ・ 派遣： 1,046,618 人 (56.4%)

## 調査期日の変更について

### a 基礎調査と商業調査を一体的に実施するメリット、デメリットは何か。

#### 【回答】

- 1 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の当初の調査スケジュールでは、経済センサス-基礎調査は平成 26 年に、商業統計調査は平成 25 年に行う予定であったが、経済センサス-活動調査の実施時期が平成 23 年から平成 24 年 2 月に変更になったことに伴い、2つの大規模調査が平成 26 年に実施されることとなった。
- 2 上記 1 のとおり、平成 26 年は同時期に調査対象が重複する 2つの大規模調査が予定されていることから、調査客体の負担及び統計業務の輻輳による地方公共団体の事務負担を考慮し、経済センサス-基礎調査と商業統計調査を一体的に実施することとした。
- 3 両調査を一体的に実施することにした場合のメリット、デメリットは下表のとおりである。

メリット	国	○ 調査関係書類等に係る作成経費の合理化 等
	地方公共団体	○ 統計業務の輻輳の緩和 等
	調査客体	○ 調査客体の記入負担の軽減 等
デメリット	地方公共団体	○ 審査事務の一時的な集中 等

- 4 一体的に実施することに伴う地方公共団体の事務の負担感軽減のため、地方公共団体の審査時に使用することを予定している「調査票データ審査システム（仮称）」の活用を通じた審査内容の重点化・効率化を図ることとしたい。

#### 【参考：一体的実施にいたる経緯】

- 経済センサス-基礎調査は、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間に当たる平成 26 年に実施するよう指摘されているところ。
- 商業統計調査は、経済センサスの枠組みにおいて、経済センサス-活動調査（平成 24 年 2 月に第 1 回を実施）の 2 年後に実施することとされている。
- なお、大都市統計協議会等からも、平成 26 年は、大規模調査の輻輳年であることから、報告者及び市区町村の負担軽減を図るよう要望がなされている。

## 調査方法の変更について

### ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更

a 平成 21 年基礎調査及び前回の商業調査における調査方法を見直すことによるメリット、デメリットは何か。メリット、デメリットを比較検証した結果、最終的に調査方法を見直すこととした理由は何か。

#### 【回答】

- 1 21 年基礎調査（21 年 7 月実施）においては、事業所及び企業を確実に捕捉するため、本社に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社一括調査を導入することとなった。本社一括調査の導入に当たっては、調査員調査と直轄調査（本社一括調査）の調査対象範囲を、企業の支所数規模に応じて、それぞれ役割分担を行い、同調査を実施したところである。
- 2 24 年活動調査（24 年 2 月実施）においては、実施時期の変更に伴い、21 年基礎調査に比べ、必要な調査員数の確保が困難な状況であったことから、24 年活動調査における調査員調査の対象範囲については、単独事業所及び新設事業所のみ限定したところである。（直轄調査の調査対象範囲については、企業の従業者数規模等に応じて、行政機関がそれぞれ役割分担）。
- 3 今回の基礎調査においては、活動調査と同様に、調査員調査における調査対象範囲を単独事業所及び新設事業所に限定することで調査員の事務を簡素化し事務負担が軽減されること等のメリットがあることから、活動調査の調査方法を踏襲し、本社一括調査を導入することとした。
- 4 また、調査員事務の簡素化に伴い、地方公共団体の調査対象事業所が増加することに対応するため、直轄調査（本社一括調査）の実施に当たっては、国が契約する民間事業者を活用して実施することとしている。  
ただし、地域別の調査結果の精度を確保する観点から、調査票の未提出企業に対する最終的な督促及び調査票の審査については、行政機関が責任を持って行うこととしている。
- 5 一方、商業統計調査については、19 年調査における本社一括調査は、同調査方式による報告を希望する企業を対象として実施していたが、26 年調査では、基礎調査との一体的実施をより円滑に行う観点から、本社一括調査の対象範囲を拡充して実施することとしている。

**b 平成 24 年活動調査における調査方法の検証結果はどのようになっているか。**

**【回答】**

- 地方との事後報告会における聴取結果による現時点の整理においては、平成 24 年経済センサス-活動調査における本社一括調査の調査系統や対象範囲について、民間事業者の活用も含め、大きな問題はなかったものと認識している。
- なお、都道府県・市町村直轄調査について、最終的な督促まで委託事業所が遂行してほしいとの要望があるが、例えば都道府県直轄調査では、6月までに委託事業所が回収できなかった企業について、その後引き続き都道府県等の督促により、調査票未回収企業の約4割の調査票の回収が得られており、地域別結果の精度を確保する上で、行政機関による最終的な督促は極めて重要である。

## イ 調査票の種類の変更

- a 平成 21 年基礎調査及び前回の商業調査における調査票を見直すことによるメリット、デメリットは何か。メリット、デメリットを比較検証した結果、最終的に今回の調査票様式とした理由は何か。

### 【回答】

1 平成 21 年の経済センサス-基礎調査においては、

- ① 調査票 A<sup>※1</sup>
- ② 調査票 B<sup>※2</sup>
- ③ 本社等確認票<sup>※3</sup>

の 3 種類の調査票を用いて、本社一括調査と調査員調査を行った。

なお、平成 21 年基礎調査においては、調査員が単独事業所（新設事業所含む。）と複数事業所企業（支所数 1～9）の両方を調査しており、調査票 A、調査票 B 及び本社等確認票を用いて調査を行っていたところである。

※ 1 新設事業所を除く全ての事業所が記入する調査票。傘下支所について 2 事業所まで記入可能

※ 2 調査票 A を配布された企業等が、傘下支所について記入する調査票

※ 3 新設の支所事業所用

2 今回の基礎調査においては、調査員の事務負担の軽減等を図るため、前述の「調査方法の変更」に記載のとおり、調査系統の見直しを行い、調査員による本社一括調査を廃止し、調査員が担当する調査を単独事業所及び新設事業所に限定し調査を行うこととした。このため、本社一括調査と調査員調査における調査票の切り分けを行うことが可能となったことから、今回の基礎調査では、それぞれの調査に適した調査票を作成することとした。

3 一方、商業統計調査についても、平成 19 年調査では 1 種類の調査票により調査員調査と本社一括調査を実施したが、平成 26 年調査は基礎調査との一体的実施をより円滑に行う観点から、調査員調査用と本社一括調査用をそれぞれの調査に適した調査票として整理・作成することとした。

平成21年基礎調査と平成26年基礎調査における調査票、調査方法等の比較

《平成21年》

調査対象の属性的範囲		民営事業所企業(甲調査)					
調査方法		調査員調査			本社一括調査		
存続・新設の別		存続事業所	新設事業所		存続事業所		
単独・本所・支所の別		単独	単独・本所	支所	本所(一部の単独を含む)		
調査組織		調査員	調査員	調査員	調査員	都道府県・市町村	国
事業所・企業の種類		全て	全て	全て	全て		
調査票	種類	調査票A (センサス項目)	調査票A (センサス項目)	本社等確認票 (本社等の名称、所在地)	調査票A (センサス項目) + 調査票B (センサス項目)	調査票A (センサス項目) + 調査票B (センサス項目)	調査票A (センサス項目) + 調査票B (センサス項目)
	プレプリントの実施状況	名称、所在地、電話番号、主な事業の内容	-	-	【調査票A】 名称、所在地、電話番号、主な事業の内容 【調査票B】 なし		



《平成26年》

調査対象の属性的範囲		民営事業所企業(甲調査)					
調査方法		調査員調査			本社一括調査(※)		
存続・新設の別		存続事業所	新設事業所		存続企業		
単独・本所・支所の別		単独	全て		本所(一部の単独を含む)		
調査組織		調査員	調査員		国・都道府県・市		
事業所・企業の種類		非商業事業所	商業事業所	全て	全て		
調査票	種類	調査票A (センサス項目)	調査票B (センサス項目 +商業項目)	調査票A (センサス項目)	調査票C (企業調査票) (センサス項目 +商業項目)	調査票C (事業所調査票) (センサス項目 +商業項目)	
	プレプリントの実施状況	名称、所在地、電話番号、主な事業の内容、経営組織、決算月等	名称、所在地、電話番号、主な事業の内容、経営組織、決算月等	-	【調査票C】(企業調査票) 名称、所在地、電話番号、主な事業の内容、経営組織、決算月等 【調査票C】(事業所調査票) 名称、所在地、電話番号、主な事業の内容等		

※ 調査票の配布及び一義的な取集業務は、国の契約する民間事業者において行い、その後、国、都道府県、市が傘下支所事業所の従業者数、所在地に応じた担当区分に基づき、回収(督促含む。)を行う。

## ウ オンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充

a オンラインによる調査票の回収業務の導入に伴う報告者負担の軽減等についての定量的な評価はどうなっているか。

### 【回答】

- 1 オンラインによる調査票の回収業務の導入に伴う報告者負担の軽減等について、調査客体の意識的な問題であることから、定性的なものとして評価すると、
  - ① 回答方法の多様化による調査客体の利便性の向上
  - ② 記入項目について、調査員等の目に触れないことなどによる調査客体の負担感軽減（情報保護意識への対応）などがあげられる。
  
- 2 なお、統計調査のオンライン化については、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）において求められているところであり、オンライン化の推進は政府全体での方向性であると理解している。

### 【参考】

- 統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）（抄）

## 第 1 業務・システムの概要

1～4 （略）

### 5. 統計調査のオンライン化

各府省で行う統計調査の実査に関し、2008 年度（平成 20 年度）から、次に掲げる措置を講じ、調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上を図るとともに、各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化を図るものとする。

- (1) 郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては調査対象者の特性、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点からオンライン化がなじまないものを除き、各統計調査の実施周期に応じて、現行の調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入するものとする。
- (2)・(3) （略）

## エ プレプリント事項の拡大

a 報告者負担の軽減をより一層図るため、プレプリント事項とすべき調査事項は他にはないか。

### 【回答】

- 1 経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）において、平成24年の経済センサス-活動調査を円滑に実施できるよう、平成24年経済センサス-活動調査にプレプリントする情報について検討し、当該情報を整備することとされた。
- 2 その後、検討がなされ、平成24年経済センサス-活動調査においては、平成21年の基礎調査で把握した名称・電話番号や所在地等も含め、記載内容の変更が少ないと思われる下記の項目についてプレプリントを実施した。
  - ① 名称・電話番号
  - ② 所在地
  - ③ 主な事業の内容
  - ④ 事業所の開設時期
- 3 今般の経済センサス-基礎調査では、この経緯を踏まえ、試験調査において、前回調査から
  - ① 事業所の開設時期
  - ② 経営組織
  - ③ 単独事業所・本所・支所の別
  - ④ 決算月
  - ⑤ 組織全体の主な事業の内容をプレプリント項目として追加し、調査を行った（表参照）。
- 4 その結果、大部分の項目において、これまでのプレプリント内容と比較しても、修正する割合は少なかった。
- 5 以上のことから、今般の経済センサス-基礎調査においては、前回調査までのプレプリント項目（3項目）に加え、上記3①～⑤までをプレプリント項目（5項目）として新たに追加し、合計で8項目をプレプリントすることとした。
- 6 他の調査項目でプレプリントを検討すべき項目については、例えば「従業者数」等、経済活動の変動により記載内容の変更が多く発生すると考えられることから、現時点ではプレプリント項目として追加するものはないと考えている。



表 経済センサス-基礎調査におけるプレプリント項目の比較表

調査項目	前回調査 (基礎調査：21年) (商業統計調査：19年)		26年調査
	基	商	
名称・電話番号	基	○	○
	商	○	
所在地	基	○	○
	商	○	
従業者数	基	×	×
	商	×	
主な事業の内容	基	○	○
	商	—	
事業所の開設時期	基	×	○
	商	○	
経営組織	基	×	○
	商	○	
単独事業所・本所・支所の別	基	—	○
	商	○	
年間総売上(収入)金額	基	—	×
	商	—	
資本金等の額及び外国資本比率	基	×	×
	商	×	
決算月	基	×	○
	商	—	
親会社の有無等	基	×	×
	商	—	
子会社の有無等	基	×	×
	商	—	
持株会社か否か	基	×	×
	商	—	
組織全体の常用雇用者数	基	×	×
	商	—	
組織全体の主な事業の内容	基	×	○
	商	—	
支所・支社・支店の数	基	×	×
	商	—	

注1 上段が経済センサス-基礎調査、下段が商業統計調査である。

注2 「○」は、プレプリントする調査項目、「×」は、プレプリントしない調査項目、「—」は、調査実施年に調査項目として存在していなかった項目である。

### 3 集計結果について

a 今回、新たに総売上高などを把握することとしているが、調査項目の見直しを踏まえた、適切な集計事項となっているか。

#### 【回答】

1. 今回の集計では、平成21年基礎調査、平成24年活動調査の結果との連続性を重視して、それぞれ比較可能となるよう両調査の集計事項を基本としながら、以下の変更を行って作成することとしている。

- ・ 個人経営および中小企業に係る集計の充実  
(個人経営：企業等に関する集計 第1表～第9 - 2表)  
(中小企業：企業等に関する集計 第2表)
- ・ 市区町村、産業小分類別集計における集計範囲を民営事業所から全事業所に拡充  
(事業所に関する集計 第8表)
- ・ 町丁・大字別集計における産業大分類を産業中分類に拡充  
(町丁・大字別集計 第1表)
- ・ 「総売上（収入）高」の追加に伴う集計を追加  
(事業所に関する集計 第37表～第41表)  
(企業等に関する集計 第31-1表～第37 - 2表)

2. 総売上高の追加に伴う集計については、平成24年活動調査の内容を参考とした。

具体的には、

- ・ 「売上（収入）金額」（※総額）
- ・ 「1事業所当たり売上（収入）金額」
- ・ 「従業員1人当たり売上（収入）金額」
- ・ 「1企業当たり売上（収入）金額」

を集計事項としている。

## 4 経済センサスの在り方（前回（平成21年）調査における今後の課題への対応）について

- a 事業所母集団データベース等の母集団情報の整備については、統計法第27条の規定に基づき、実態把握が行われている状況にある。当該取組に加えて、基礎調査を実施する必要があるか。
- b 平成18年に合意された経済センサスの枠組みに基づき、平成21年に、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた基礎調査を実施した上で、平成24年に経理項目の把握に重点を置いた調査が実施された。このことを踏まえ、今回の基礎調査の位置付け及び今後の基礎調査の在り方について、体系的整備の観点からどのように整理しているのか。
- c 基礎調査と商業調査の在り方について、体系的整備の観点からどのように整理する計画か。

### 【回答】

- 1 経済センサス-基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

また、経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）において、経済センサスは平成23年に実施する調査（活動調査）を起点として5年周期で実施することとされており、平成23年調査の実施後、5年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査（基礎調査）を実施することとされている。

さらに、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）において、経済センサス-基礎調査は、母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間に当たる平成26年に実施するよう指摘されているところである。

以上のことから、平成26年経済センサス-基礎調査を実施する必要がある。

- 2 統計法第27条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に実施している。具体的には、行政記録情報を情報源とし、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握することにより、行っている。

- 3 しかしながら、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報）のみでは、母集団情報全体の新生・廃業を網羅することに不足がある。

具体的に行政記録情報で不足がある主な情報は、以下のとおりである。

- ・法人企業の支所の改廃
- ・法人企業の廃業
- ・個人企業の「雇用者なし」事業所の新設・廃業

- 4 また、事業所・企業への照会の回答状況はまだまだ不十分であり、今後さらなる改善方策を検討する必要がある。
- 5 これらのことから、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、あらためて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。
- 6 今後、経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充する必要がある。

具体的には、以下の検討が必要である。

  - ・法人企業において、企業組織構造の変化に関する実態（企業内の事業再構築、一部機能の分社化、合併・分割等）を正確に把握することは、母集団情報の精度を維持するために不可欠であり、支所を有する企業等を対象に確認する方法の検討。
  - ・個人企業の「雇用者なし」事業所においては、それらの事業所の新設・廃業を把握するための新たな行政記録情報の活用に向けた検討。
  - ・照会への回答精度向上策の検討。
- 7 今後については、平成26年経済センサス - 基礎調査結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業による事業所母集団データベースの整備の進捗状況を踏まえた上で、母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め、検討していく。

&lt;表&gt; 行政記録情報の把握範囲

			新設の把握		廃業の把握		
			労働	登記	労働	登記	
法人	単 独 事 業 所 企 業	従業者1人(雇用者なし)	×	○	×	× ※1	
		従業者2人以上	○	○	○	× ※1	
	複 数 事 業 所 企 業	本 所	従業者1人(雇用者なし)	×	○	×	× ※1
			従業者2人以上	○	○	○	× ※1
		支 所		△	× ※1	×	× ※2
				△	×	×	× ※2
個人	単 独 事 業 所 企 業	従業者1人(雇用者なし)	×	×	×	×	
		従業者2人以上	○	×	○	×	
	複 数 事 業 所 企 業	本 所	従業者1人(雇用者なし)	×	×	×	×
			従業者2人以上	○	×	○	×
		支 所		△	×	×	× ※2
				△	×	×	×

○：把握可能

注) 統計法 27 条に基づき実施している照会業務は、回答への「義務規定」がないため、行政記録情報より把握した事業所・企業への照会に対し、全ての事業所・企業から回答が得られていない状況である。

×：把握不可能

△：新設時 1 回のみ把握可能で、その後の変更情報は得られない（一括適用）

※1 は事実上把握不可能

※2 は一括適用の場合は把握不可能

注) 一括適用とは、2 以上の継続事業を 1 の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付をまとめて処理する制度（厚生労働省HP「労働保険関係用語集」より）